

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 三
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件 三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三
- 公 告 三
- 一般競争入札を行う件三件 三
- 随意契約の相手方を決定した件十件 三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三
- 福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 三
- 落札者を決定した件 三

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 九 十 四 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年二月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

（変更後）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四十二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

（変更後）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四十二号

三 変更した年月日

令和三年二月十一日

四 届出年月日

令和六年一月二十六日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

### 福 島 県 告 示 第 九 十 五 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年二月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
- 1 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 四千三十七平方メートル  
(変更後) 三千三十一平方メートル

2 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 三百十四台

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 百三十七台

3 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 百九台

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 二十八台

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 八十四・九六立方メートル

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 七十一・四六立方メートル

三 変更しようとする年月日  
令和六年九月二十七日

四 届出年月日  
令和六年一月二十六日

五 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月九日から同年三月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年二月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 内堀 雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要  
内堀 雅雄
- 三 意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月九日から同年三月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年二月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 内堀 雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要  
内堀 雅雄
- 三 意見書の提出なし

また、工事にあたっては、各種規制基準を遵守するとともに、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、粉じんなどにより周辺環境に影響を及ぼさないよう、「南相馬市環境基本条例」等に基づき公害の防止と自然環境の適正な保全に努めてください。

「騒音規制法」、「振動規制法」又は「福島県生活環境の保全に関する条例」に定める特定(指定)建設作業を実施する場合は届出が必要となります。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十八号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月九日から同年三月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南相馬地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年二月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 内堀 雅雄
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
内堀 雅雄
- 三 意見なし。

福島県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年二月九日

（商業まちづくり課）

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松金屋線	郡山市安原町向館一五 三番一地从ら 同 市横川町川原一四 一番地先まで	変更前	A 九・〇〇 二八・〇〇	五九二・〇〇
		変更後	A 九・〇〇 二八・〇〇 B 一一・〇〇 一一・〇〇 一一・五〇	五九二・〇〇 六五二・一〇

（道路計画課）

福島県告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和六年二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 大熊町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 令和二年七月三日
- 四 事業施行期間 令和二年七月三日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地（変更前）  
収用の部分 双葉郡大熊町のうち、大字下野上字大野、鮎沢、原及び熊字旭台の一部の区域  
使用の部分 双葉郡大熊町のうち、大字下野上字大野の一部の区域  
（変更後）  
収用の部分 双葉郡大熊町のうち、大字下野上字大野、鮎沢、

原、金谷平、清水及び大字熊字旭台の各一部の区域  
使用の部分 なし  
（まちづくり推進課）

公 告

**公告第22号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県知事 内堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月5日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月5日（火）午後5時15分まで必着とする。

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和6年2月9日（金）から同年3月1日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月12日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年3月1日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和6年3月25日（月）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月22日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

## 10 その他

- (1) 契約書手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and management of the Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 25 March 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 22 March 2024
- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7731  
( 税務システム課 )

**公告第23号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 特記仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。



- (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。
- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は令和6年4月1日に登録を受けていることが事実であること。
- イ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、令和3年1月1日以降、12か月以上継続して履行した実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月4日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部文書管財総室施設管理課  
電話024-521-7080
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和6年2月9日（金）から同年3月4日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月12日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所  
(1) 日時 令和5年3月21日（木）午前9時30分  
(2) 場所 福島県自治会館502会議室（福島県福島市中町8番2号）  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月19日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 6 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。
- 7 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 9 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。  
(4) 落札者の決定方法 入札説明書による。  
(5) 契約書作成の要否 要  
(6) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。  
(7) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary  
(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning Service at prefectural buildings including the Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 9:30 a.m., 21 March 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 19 March 2024
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives&Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

## 公告第24号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
コピー用紙A4（2,500枚入） 予定数量 29,000箱
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年2月28日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年2月9日（金）から同月28日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月12日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年2月16日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年2月16日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年3月22日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月21日（木）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: A4 size copy paper (2,500 sheets/box) Scheduled quantity: 29,000 boxes
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 22 March 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 21 March 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）

## 公告第25号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム設備の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県緊急時連絡網システム設備（設備の設計、製作、運搬、据え付け、調整等を含む。）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県危機管理総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所



福島リコピー株式会社 福島県福島市鎌田字卸町21番地の2  
 リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号

5 随意契約に係る契約金額

226,512,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

特例政令第11条第1項第2号該当

8 その他

契約方式は、納入業者を福島リコピー株式会社とし、リース会社をリコーリース株式会社とした第三者賃貸方式による。

(原子力安全対策課)

### 公告第26号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託(日中便1号)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託(日中便1号) 2,400 t

2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地

福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年12月8日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地

5 随意契約に係る契約金額

21,670円(1 t当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

### 公告第27号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託(日中便3号)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託(日中便3号) 4,500 t

2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地

福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年12月8日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階

5 随意契約に係る契約金額

20,900円(1 t当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第28号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（日中便3号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（日中便3号） 2,060 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額  
16,500円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第29号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便1号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便1号） 3,360 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額  
20,900円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第30号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便2号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高 坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便2号） 3,360 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
UBE三菱セメント株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
15,400円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

### 公告第31号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便2号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高 坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便2号） 3,360 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
13,200円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

### 公告第32号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便3号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高 坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便3号） 2,400 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
八戸セメント株式会社 青森県八戸市大字新井田字下鷹待場7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額

- 13,200円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

### 公告第33号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便3号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便3号） 2,400 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
15,400円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

### 公告第34号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便4号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（夜間便4号） 960 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
42,900円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

## 公告第三十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和六年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%) アルカリ分	その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新した 登録の有 効期限
822	炭酸カ ルシウ ム肥料	ピタカ ルシウ ム55	50.5	その他 の制限 事項は、 公定規 格のと おり。	ロイヤ ンタ スト リー ズ 株 式 会 社	東京都 狛江市 和泉本 町一丁 目15番 19号	令和12年 2月19日

(農業総合センター)

## 福島県教育委員会教育長

## 公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか88施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
福島県教育センターほか88施設で使用する電気 予定数量24,981,200kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
令和5年12月7日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 落札金額  
1,037,388,746円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年10月27日

(財務課)